

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）から抜粋  
（基本指針）

第3条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業（第35条第1項に規定する銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに第68条第1項に規定する猟区に関する事項を含む。以下（「鳥獣保護事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第1項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第2項第1号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき規準その他の当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
- 三 その他鳥獣保護事業を実施するため必要な事項

（鳥獣保護事業計画）

第4条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 鳥獣保護事業計画の計画期間
- 二 第28条第1項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第29条第1項に規定する特別保護地区及び第34条第1項に規定する休猟区に関する事項

- 三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項
  - 四 第9条第1項の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）に関する事項
  - 五 第35条第1項に規定する銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに第68条第1項に規定する猟区に関する事項
  - 六 第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項
  - 七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
  - 八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
  - 九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
  - 十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
- 3 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。